

事務事業評価表 平成23年度

政策 安全で快適な都市生活の充実  
 施策 安全な暮らしの確保  
 基本事業 消費生活の安定

事業名 **消費生活コーディネーター業務委託経費**

[0254]

部名	経済部	事業開始年度	平成16年度	実施計画事業認定	非対象
課名	商工労働課	事業終了年度	- 年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
対象	(誰、何に対して事業を行うのか) 市民
意図	(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか) 消費生活に係るモニターや講座を開催し、消費に対する正しい知識を啓発する。
手段	(事務事業の内容、やり方、手段) 江別消費者協会へ消費生活コーディネーター業務を委託し、モニター業務及び地域啓発講座等を開催している。

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度当初
対象指標1	市民	人	123,054	122,568	122,138	122,138
対象指標2						
活動指標1	講座等開催回数	回	12	17	18	23
活動指標2						
成果指標1	地区研修等参加者	人	296	777	525	777
成果指標2						
単位コスト指標						
事業費計 (A)		千円	330	330	330	330
正職員人件費 (B)		千円	1,254	830	403	407
<b>総事業費 (A) + (B)</b>		千円	1,584	1,160	733	737

費用内訳	
22年度	委託料 330千円

## 事業を取り巻く環境変化

事業開始背景	消費者保護法制の改正に伴う消費者の自立支援	事業を取り巻く環境変化	消費生活環境の多様化・複雑化 高度な情報化社会へと発展した昨今、消費者を取り巻く様々な問題点も複雑なものへと変化しており、消費者協会が執り行う消費生活コーディネーター業務の重要性は高い。
--------	-----------------------	-------------	--

## 22年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

義務的事務事業  
妥当である  
妥当性が低い

理由・  
根拠は？

江別市市民消費生活安定条例第5条により消費生活安定を目的とした必要な知識普及等啓発活動を推進し、施策の充実を図らなければならない。また、消費生活モニター業務に関しては、同条例第12条に基づいている。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

貢献度大きい  
貢献度ふつう  
貢献度小さい  
基礎的事務事業

理由・  
根拠は？

上位の基本事業に直接結びつく施策である。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでていない理由は何ですか？

あがっている  
どちらかといえばあがっている  
あがらない

理由・  
根拠は？

地区研修の実施など、地域消費者のニーズを踏まえた積極的な活動を行っており啓発に繋がっている。

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

成果向上余地 大  
成果向上余地 中  
成果向上余地 小 なし

理由・  
根拠は？

消費者教育は意識付けとして重要であり成果の向上が期待されるが、限られた人員・予算の中で広く実施するのは困難である。

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

ある  
ない

理由・  
根拠は？

教育に関する経費は基礎的義務的経費の側面が強く、削減は困難である。